

第11次金沢市交通安全計画の概要（案）

計画の趣旨

本計画は、交通安全対策基本法の規定により、石川県交通安全計画に基づき、また「世界の交流拠点都市金沢-重点戦略計画」の趣旨を踏まえて、今後5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めるものである。

基本理念

- 1 交通事故のない社会を目指して
- 2 人優先の交通安全思想
- ③ 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築
- 4 交通社会を構成する三要素「人間・交通機関・交通環境」
- 5 先端技術の積極的活用
- 6 救助・救急活動及び被害者支援の充実
- 7 参加・協働型の交通安全活動の推進
- ⑧ これからの5年間（計画期間）において特に注視すべき事項

計画期間

令和3年度～令和7年度

数値目標

③ 死者数 7人以下
重傷者数 90人以下

第10次期間中における5年間の傾向及び国や県の動向を参考に算定し、一層の削減を図る。

国の目標値

③ 死者数 2,000人以下
重傷者数 22,000人以下

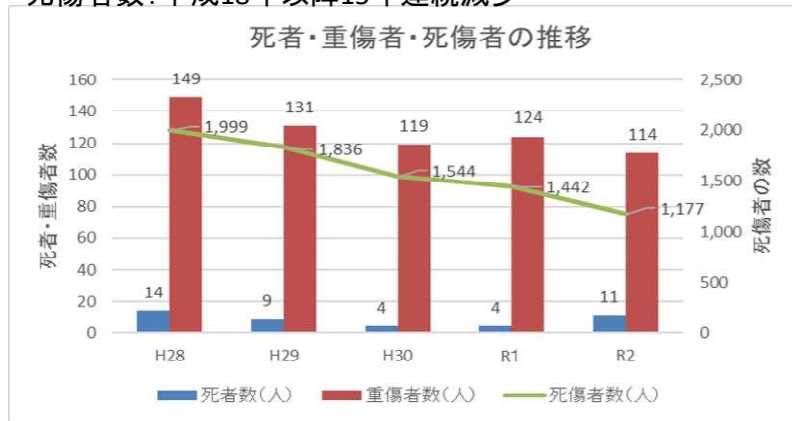
県の目標値

③ 死者数 30人以下
重傷者数 210人以下

第1章 道路交通の安全

① 交通事故の現状及び特徴

- ・死者数：平成30年、令和元年は昭和46年以降最少の4人に減少
- ・死傷者数：平成18年以降15年連続減少



〔第10次計画の数値目標〕 死者数 9人以下 死傷者数 1,800人以下

【特徴】

- ① 65歳以上の高齢者の死者数が、全死者数の6～7割
- ② 歩行中の死者数が4割強
- ③ 夜間における交通死亡事故が高水準
- ④ 交差点事故における死者数が5割以上

第2章 鉄道交通の安全

数値目標

乗客の死者数 ゼロ
運転事故全体の死者数 ゼロ

第3章 踏切道における交通の安全

数値目標

踏切事故件数 ゼロ

② 今後の交通安全対策を考える視点

1 高齢者及び子供の安全確保

- (1) 高齢者の交通事故防止対策の強化
- (2) バリアフリー化の推進
- (3) 子供の交通事故防止対策

2 歩行者及び自転車の安全確保

- (1) 歩行者の安全確保
- (2) 自転車の安全確保

3 生活道路における安全確保

- (1) 全ての歩行者や自転車が安全で安心して通行できる環境確保
- (2) 自動車の速度抑制を図るための道路交通環境整備
- (3) 幹線道路を通行すべき自動車の生活道路への流入防止対策

4 交通事故が起きにくい環境づくり

- (1) 先端技術の活用推進
- (2) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- (3) 地域が一体となった交通安全対策の推進

③ 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

- ◎ 人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - ◎ 交通安全施設等整備事業の推進
 - ◎ 高齢者等の移動手段の確保・充実
 - ◎ 歩行空間のユニバーサルデザイン化
 - ◎ 自転車利用環境の総合的整備
 - ◎ ICT・ITSの活用
 - ◎ 交通需要マネジメントの推進
- など14項目

＜本市の主な施策＞

- ・歩けるまちづくりの推進
- ・金沢市通学路交通安全プログラムに基づく安全確保
- ・自転車事故多発箇所安全対策
- ・自転車通行空間の整備
- ・自転車駐車場の整備と放置自転車対策
- ・ふらっとバスの運行
- ・地域運営交通運行費補助制度
- ・高齢者公共交通乗券購入費助成制度
- ・シルバー定期券購入助成制度
- ・パーク・アンド・ライド駐車場の整備
- ・シェアサイクル「まちなり」
- ・モビリティマネジメントの推進 等

2 交通安全思想の普及徹底

- ◎ 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ◎ 効果的な交通安全教育の推進
- ◎ 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- ◎ 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- ◎ 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

＜本市の主な施策＞

- ・幼児交通安全教室
- ・小学校3年生自転車安全教室
- ・高齢者交通安全教室
- ・自転車ルール・マナーに関する検定
- ・地域サイクルマナー教室
- ・市民大会・市民の集い、幼児交通安全絵画展
- ・自転車マナーアップの日、マナーアップ強化の日
- ・中学生以下と高齢者のヘルメット着用の努力義務化
- ・自転車の損害賠償責任保険の加入義務化 等

3 安全運転の確保

4 車両の安全性の確保

5 道路交通秩序の維持

6 救助・救急活動の充実

7 被害者支援の充実と推進

8 道路交通事故原因の総合的な調査研究